

## 4月1日より許可申請・届出の受付場所を変更します

令和3年4月1日より保健所の組織改正を予定しており、食品衛生、環境衛生及び動物衛生の窓口を以下のとおり変更いたします。

皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

☆食品衛生（営業、食品の相談など）

☆環境衛生（理容所、美容所、クリーニング所、受水槽の届出など）

☆動物衛生（動物取扱業、犬猫に関する相談など）

営業施設等の場所	窓口部署	窓口所在地
東灘区、灘区、中央区、 <u>北区</u>	東部衛生監視事務所	中央区雲井通5-1-1 中央区役所8階
兵庫区、長田区、須磨区、 <u>垂水区、西区</u>	西部衛生監視事務所	長田区北町3-4-3 長田区役所5階

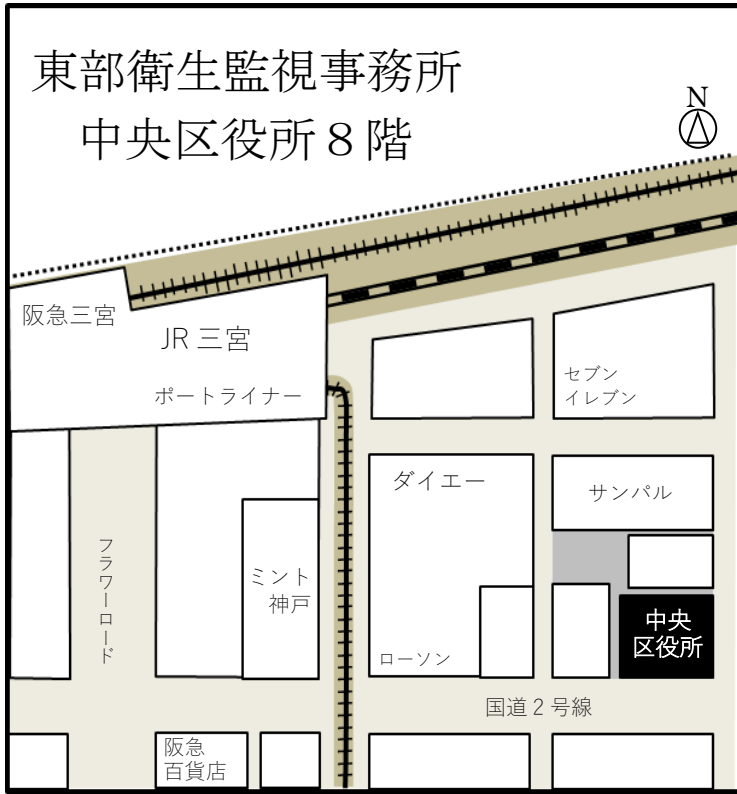
☆環境衛生（旅館業、公衆浴場、興行場、温泉）

営業施設等の場所	窓口部署	窓口所在地
神戸市全域	健康局環境衛生課	中央区加納町6-5-1 市役所1号館6階

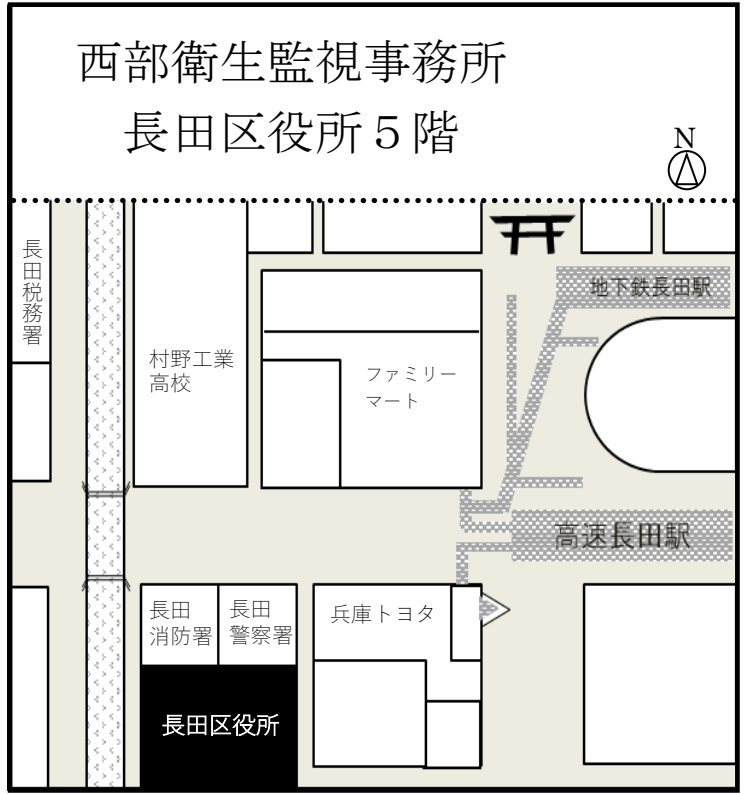
問合せ先 生活衛生ダイヤル（平日 8:45～17:30）  
078-771-7497

※窓口周辺地図は裏面をご確認ください。

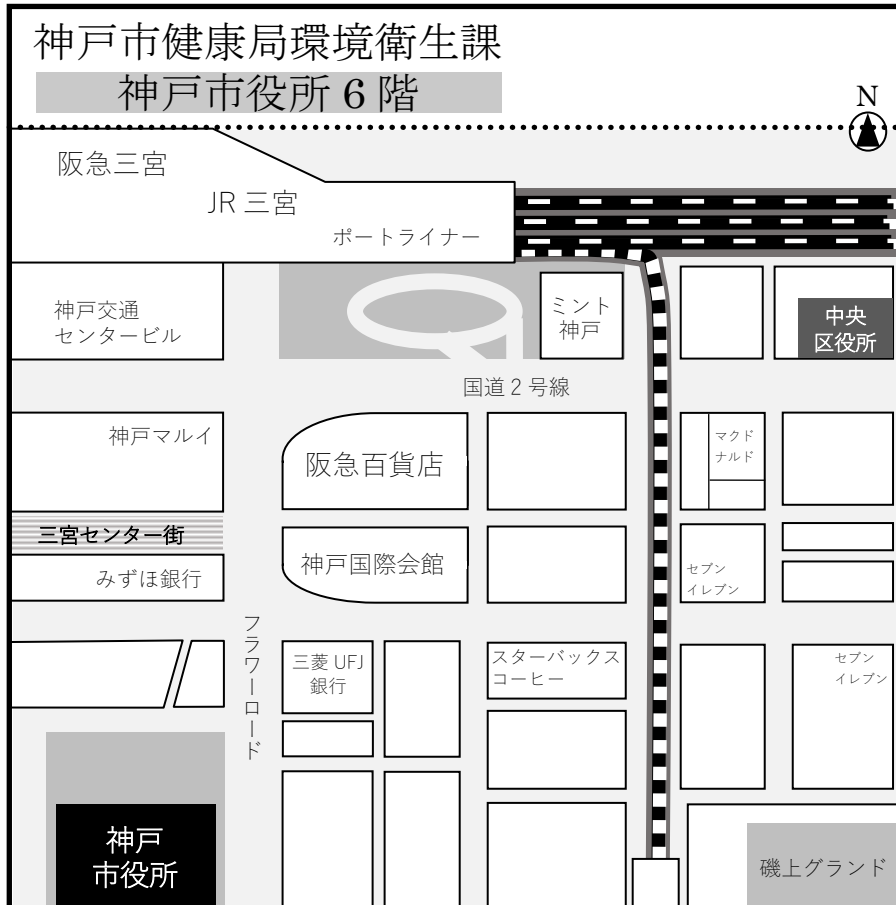
神戸市



※建物東側に地下駐車場（高さ制限 2.1m）があります。  
 付近の有料駐車場を併せてご利用ください。



※建物西側に地下駐車場（高さ制限 2.1m）があります。



※駐車場はありません。  
 付近の有料駐車場をご利用ください。